

木古内町定住用地の無償譲渡について

町では、町への移住及び定住を促進させるため、新道地区の町有地（定住用地）に住宅を建設し定住される方に対して、その敷地となる土地を無償でお譲りいたします。

無償譲渡までの流れ

1. 無償譲渡は、原則、申込み順となります。
申込書を受理した後、要件を確認のうえ、譲渡等候補者を決定します。
2. 住宅の建設期間中は、定住用地を無償で貸し付けます。
3. 住宅が完成し、居住を開始する段階で、定住用地の無償譲渡の手続きを行います。
(登記の手続きは町が行います。)

※土地の取得等に係る費用（登記・不動産取得税等）は、譲り受ける方の負担となります。

無償譲渡の条件

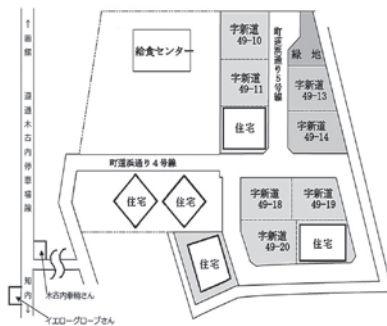
居住してから5年間、以下のことをお守りいただける方にお譲りします。

- ・建設した住宅に5年以上居住していただける方。
- ・定住用地及び住宅を、第三者に貸付、売却又は譲渡しないこと。
- ・定住用地に借地権、抵当権、担保権等を設定しないこと。（住宅ローン借入の場合を除く）
- ・定住用地の形状を変更しないこと。
- ・町内会等の地域活動に協力すること。
- ・周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

対象の町有地一覧

	地番	面積 (㎡)
1	字新道49番10	351.53
2	字新道49番11	351.53
3	字新道49番13	328.29
4	字新道49番14	328.29
5	字新道49番18	344.88
6	字新道49番19	344.88
7	字新道49番20	344.88

平面図



土地の概要

地目	宅地	
法令等	都市計画区域	都市計画区域内
の制限	用途地域	指定なし
	建ぺい率	60%
接続道路の幅員等	容積率	200%
		町道浜通り4号線・浜通り5号線 幅員6.8m
上水道	接続可	
下水道	未整備 (R3整備予定)	
ガス	プロパンガス	

■お問い合わせ

まちづくり未来課まちづくりグループ ☎01392-2-3131

木古内小・中学校入学祝金支給事業

町内で子育てする方を支援するため、令和4年4月から、木古内小学校及び中学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、入学祝金を支給します。

■支給対象者

木古内小学校、又は木古内中学校に入学する児童・生徒の保護者

■支給額及び支給基準

入学する児童・生徒一人あたり町内で使える **5万円分の商品券** を支給します

■支給基準日

木古内小・中学校の入学式の日までに、木古内町に住所がある方

※入学式の日までに住所がない方は支給対象外となります

■支給時期 4月～5月

■お問い合わせ 生涯学習課 学校教育グループ ☎01392-2-2224